

「保育の必要性」について

(認可外保育施設利用料補助金申請用)

	入所要件	証明書等の種類	説明
①	就労	・就労証明書(様式①)	就労を証明する書類 会社員・パート・内職・公務員などの場合は、会社又は雇い主からの証明が必要 農業・法人・自営業などの場合は、本人が経営者であれば本人、それ以外は経営者が記入
②	出産	・母子手帳の写し又は医師の診断書	母子手帳は、表紙・出産予定日が記載してある部分の写し。診断書は、出産予定日が記載され医療機関の印があるもの
③	保護者の病気等	・医師の診断書	病名・治療期間及び育児できない旨が明記されており、主治医の記名・押印のあるもの
④	病人の看護等	・医師の診断書 ・申立書(様式④) (両方とも必要)	診断書は、病名・治療期間が明記されており、主治医の記名・押印のあるもの 申立書は、申立内容が詳しく書かれているもの
⑤	学生等	・在学証明書又は学生証の写し ・就学時間が確認できる書類 (両方とも必要)	現在、在学していることを証明するために必要
⑥	育児休業中で規定日までに職場復帰	・就労証明書(様式①) ※「育児休業の取得」欄へ記入	育児休業の状況を証明するものとして、就労証明書(様式1)の「育児休業の取得」欄へ記入 会社又は雇い主からの証明が必要 ※「規定日」は、入所月の翌月14日までを指します。
⑦	災害復旧	・り災証明書 ・申立書(様式④) (両方とも必要)	り災証明書は、消防署等の公的機関に申請し、発行されたもの 申立書は、申立内容が詳しく書かれているもの
⑧	求職活動等	[求職活動の場合] ・ハローワーク登録証の写し [起業準備中の場合] ・起業準備中であることが確認できる書類	起業準備中であることが確認できる書類は、公的機関に提出する事業計画書や活動スケジュール、事業所の賃貸を確認できるもの等 ※就労・起業後は就労証明書を提出してください。
⑨	虐待やDVのおそれがある	・配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等又は事実が確認できる書類	警察署、女性センター、児童相談所等による証明等
⑩	育児休業取得時に継続入所が必要	・就労証明書(様式①) ※「育児休業の取得」欄へ記入 ・申立書(様式④) (両方とも必要)	育児休業の状況を証明するものとして、就労証明書(様式1)の「育児休業の取得」欄へ記入。 会社又は雇い主からの証明が必要 申立書は、継続入所が必要となる理由が具体的に書かれているもの